

公共施設等総合管理計画に関する本市の取り組みについて

この資料は、平成 26 年 4 月 22 日付総財務第 75 号で通知のあった「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」における記載事項に対する本市の取組状況等を整理したものである。《上記資料は、本資料に添付》

今後、各項目の斜字、アンダーライン部分について検討を進め、平成 27 年秋ごろを目途に、(仮称) 習志野市公共施設等総合管理計画を策定する予定である。

第一 総合管理計画に記載すべき事項

一 公共施設等の現況及び将来の見通し

- ◆ 公共施設等の全体を対象として、公共施設等及び市を取り巻く現状や将来見通し、課題を、できる限り長期間のスパンで客観的に把握・分析する。

【主な分析項目】

- (1) 老朽化状況や利用状況をはじめとした公共施設等の状況
- (2) 総人口や年代別人口についての今後の見通し(30年程度が望ましい)
- (3) 維持管理・修繕・更新等に係る経費見込やこれらの経費に充当する財源見込み

《習志野市の取組》

- ⊕ 公共施設等(指針参照)のうち、公共建築物の床面積の割合で約 85%は公共施設再生計画の対象となっている。
- ⊕ 一方、道路、下水道施設などのインフラ系、清掃工場等のプラント系、あるいは、公営企業の施設は対象外となっていることから、今後、総合管理計画に含めていくことが必要。
- ⊕ また、習志野文化ホールが市有施設となった場合には、対象に加える必要がある。
- ⊕ 公共施設再生計画の策定段階で、様々な分析を行った実績があることから、その経験を活かして、この項目については対応する。特に、今後の長期財政見通しを作成。

二 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

(1) 計画期間

- ➡ 10年以上の計画期間

《習志野市の取組》

- ⊕ 公共施設再生計画の計画期間は 25 年間。
- ⊕ インフラ系、プラント系施設の計画期間を何年間と設定するかは、今後の検討。

(2) 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策

- 全庁的な取組体制を記載
 - ⇒ 情報の洗い出し段階から、全庁的な体制を構築することが望ましい。

《習志野市の取組》

- ⊕ インフラ等を含む公共施設等総合管理計画の総合調整を担う事務局として、資産管理課が既に位置付けられている。
- ⊕ その他、庁内検討・調整組織として、本委員会及び下部組織としての連絡会議を設置済み。

(3) 現状や課題に関する基本認識

- 市としての現状や課題に対する認識を記載
 - ⇒ 充実可能な財源を踏まえた、維持管理、更新の可能な範囲
 - ⇒ 人口推計、利用需要等に基づく公共施設等の適正規模、数量

《習志野市の取組》

- ⊕ 平成 22 年度に提出された「公共施設再生計画策定に関する提言書」では、インフラを含む基本認識を記載している。
- ⊕ 公共施設再生計画においても基本認識を記載している。
- ⊕ 今後の財政予測に基づく維持管理、更新の可能な範囲を分析。
- ⊕ 今後は、本委員会、連絡会議での議論を踏まえ、各施設所管課（特にインフラ、プラント）と情報交換を行いつつ基本認識を整理する。

(4) 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

- 現状や課題に対する認識を踏まえた、公共施設等の更新・統廃合・長寿命化などの管理に関する基本的な考え方を記載
 - 将来的なまちづくりの観点から検討を行い、PPP・PFIの活用の方考え方を記載
- ① 点検・診断等の実施方針を記載
 - ⇒ 点検・診断等の履歴を集積・蓄積し、計画の見直しに反映し、対策に活かしていくべき
 - ② 維持管理・修繕・更新等の実施方針を記載
 - ⇒ 予防保全型維持管理の考え方を取り入れる
 - ⇒ トータルコストの縮減・平準化を目指す
 - ⇒ 必要施設のみを更新する
 - ③ 安全確保の実施方針を記載
 - ④ 耐震化の実施方針を記載
 - ⑤ 長寿命化の実施方針を記載

⑥ 統合や廃止の推進方針を記載

- 利用状況、耐用年数等を踏まえ、共用廃止の考え方を記載
- 規模や機能を維持したまま更新しない場合の、他の公共施設との統合の推進方針を記載
 - ⇒ 他の公共施設等や民間施設の利用・合築等を検討

⑦ 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

- 全職員研修や担当職員の技術研修等の実施方針を記載
- 民間も含めた、適正管理に必要な体制整備の考え方を記載

《習志野市の取組》

- ⊕ ①から⑤までの内容については、本年度作成予定の（仮称）習志野市FM指針において記載予定。なお、施設系については、現在「施設保全情報システム」を構築中。
- ⊕ ⑥については、インフラ系、プラント系及び公営企業の施設を所管する部局と調整し、総合的な記述を行う予定。
- ⊕ ⑦については、資産管理課の位置づけを明確化するとともに、職員研修を計画する。

(5) フォローアップの実施方針

- 計画の進捗状況等を評価し、計画を改訂する旨を記載
- 評価結果等の議会報告や公表方法についても記載

《習志野市の取組》

- ⊕ 公共施設再生計画の第6章の記載内容及び公共施設再生基本条例に基づく公共施設再生推進審議会がその役割を担う。
- ⊕ 公共施設再生基本条例に記載済み。

三 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

- ◆ 上記「二の基本的な方針」は、施設類型（道路、学校等）の特性を踏まえて、定めること。
 - ⇒ 個別施設計画との整合性に留意

《習志野市の取組》

- ⊕ 公共施設再生計画の対象施設については実施済み。
- ⊕ インフラ系等については、今後の検討とする。

第二 総合管理計画策定にあたっての留意事項

一 行政サービス水準等の検討

- ◆ 総合管理計画策定の前提として、市としてあるべき行政サービス水準を検討。
- ◆ 公共施設等を維持しなくては、当該サービスを提供することが不可能なものであるか（民間代替可能性）など、公共施設等とサービスの関係に留意。

《習志野市の取組》

- ⊕ 行政サービス水準については、市の政策、施策に直結することから、経営改革推進委員会などと連携する中で、今後の検討課題とする。

二 公共施設等の実態把握及び総合管理計画の策定・見直し

- ◆ 総合管理計画は、まずは把握可能な公共施設等の状態や現状の取組状況を整理し策定されたい。
- ◆ 計画策定後も、点検・診断等を通じて不断の見直しを実施し、順次充実されたい。

《習志野市の取組》

- ⊕ 公共施設等のうち、公共建築物の大多数は、公共施設再生計画として策定済み。
- ⊕ 今後は、本委員会、連絡会議での議論を踏まえ、インフラ系、プラント系についても、各所管課との連携の中で、包含する計画として整理していく予定。
- ⊕ 点検・診断等の取組については、本年度中に（仮称）習志野市FM指針を策定予定。

三 議会や住民との情報共有等

- ◆ 公共施設等の最適な配置の検討は、まちづくりのあり方に関わることから、総合管理計画策定段階から、議会や住民への十分な情報提供等の行うこと。

《習志野市の取組》

- ⊕ 公共施設再生計画を作成するためにこれまで取り組んできた活動を、今後も引き続き実施していく。

四 数値目標の策定

- ◆ 数値目標を設定するなど、目標の定量化に努めること。
⇒ 数値目標は特定分野のみでなく、公共施設等の全体を対象とする

《習志野市の取組》

- ⊕ 公共施設再生計画では数値目標を示している。
- ⊕ その他の施設については、各施設所管部局に照会するとともに、本委員会等で議論する中で、今後検討する。

五 PPP／PFIの活用について

- ◆ 総合管理計画の検討にあたっては、PPP／PFIの積極的な活用を検討。
- ◆ 情報を広く公開することが民間活力の活用につながることから、積極的に情報公開に努めること。

《習志野市の取組》

- ⊕ 公共施設再生計画の第5章に具体的手法が記載されている。今後も、これまでの取組みを継続する方向で記載する。

六 市町村域を超えた広域的な検討等について

- ◆ 計画策定にあつては、隣接する市町村を含む広域的視野をもって検討することが望ましい。

《習志野市の取組》

- ⊕ 近隣自治体の事情もあることから、今後の検討課題。

七 合併団体等の取組について

《習志野市の取組》

- ⊕ 習志野市は合併していない。

第三 その他の留意事項

一 インフラ長寿命化基本計画について

- ◆ 総合管理計画は、インフラ長寿命化計画（行動計画）に該当するもの。
- ◆ 個別施設計画の策定にあっては、各インフラ所管省庁から技術的助言等が実施される。

《習志野市の取組》

- ⊕ 今後、各インフラ所管省庁から各施設所管課に通知される技術的助言等の状況を踏まえ、総合管理計画を策定するとともに、全庁的な整合性を持つ、個別施設計画の策定へと調整していく。

二 公営企業分野に係る施設について

- ◆ 公営企業に係る施設も総合管理計画の対象となる。

《習志野市の取組》

- ⊕ 公営企業である習志野市企業局が所管する水道、ガス事業についても対象とする。
- ⊕ 一部事務組合の施設についてどのように対応するかは今後の検討課題。

三 公共施設マネジメントの取組状況調査の実施等について

- ◆ 公共施設マネジメントの取組状況調査を予定。
- ◆ 調査結果や先進事例、Q & Aをホームページに掲載するので参考にされたい。

四 更新費用試算ソフトの活用について

- ◆ 試算ソフトを公開しているので、必要に応じて活用されたい

《習志野市の取組》

- ⊕ 試算ソフトは使用せず、本市の考え方に基づく試算を行う。

五 総合管理計画の策定に係る財政措置等について

- ◆ 計画策定に要する経費を平成26年度から3年間、特別交付税措置を講じる。
- ◆ 総合管理計画に基づく公共施設等の除却に地方債の充当を認める特例措置が講じられた。
- ◆ 公営企業に係る施設については、これまで水道事業に限定されていた施設処分に公営企業債の充当を認める取り扱いをすべての事業区分に拡大。

《習志野市の取組》

- ⊕ 特別交付税等の財源措置はできる限り活用する。

六 地方公会計（固定資産台帳）との関係

- ◆ 固定資産台帳を含む財務書類等の作成マニュアルを作成したうえで、新たな基準に基づく財務書類等の作成要請を行う予定。
- ◆ 総合管理計画は、現時点では、固定資産台帳作成や公会計の整備を前提としないが、将来的には、固定資産台帳等を利用することが望ましい。

《習志野市の取組》

- ⊕ 地方公会計改革への本市の取組は、先導的であることから、公共施設総合管理計画と地方公会計（固定資産台帳）との適切な融合を目指す。
- ⊕ そのためには、財務会計システムの見直しや各施設所管課が管理する管理台帳等との連携も検討する。

***** 今後のスケジュール *****

- ◆ 庁内検討委員会等は、設置済み。
- ◆ 平成27年秋ごろまでに、公共施設等総合管理計画を取りまとめ予定。
（除却債等の財政措置を活用できるように対応）
- ◆ 今後、庁内検討委員会等で、公共施設等総合管理計画の策定にあたっての問題点、課題を洗い出し、今後の計画策定方針、スケジュール（案）等を検討する。
- ◆ その結果に基づき、具体的な公共施設等総合管理計画（案）を5月末ごろまでに策定する。
- ◆ その際、道路、橋りょう、上下水道、清掃工場などの、習志野市公共施設再生計画の対象外となっている、インフラ、プラント系の所管課に対しては、今後の更新費用の見込みや、具体的な改修計画を策定する際の基本的な方針等の検討を依頼する。
（ただし、期間が短く、作業が困難な場合は、期間延長も考慮する。）
- ◆ 上記検討経過及び結果を、本公共施設再生推進審議会に報告し、意見をいただく。
- ◆ その後、市民・議会説明、パブリックコメント等を経て、平成27年12月議会前までに、（仮称）習志野市公共施設等総合管理計画を決定予定。